

贈与税とは？

贈与

暦年課税贈与

相続時精算課税贈与

贈与税の計算の仕方には、従来からの暦年課税方式と、平成15年に導入された相続時精算課税方式があります。本項では暦年課税による贈与に限定して説明しています。

1. 贈与税の概要

贈与税は、毎年1月1日から12月31日までの間に、贈与により財産を取得した人에게かかる税金です。

贈与税の基礎控除は110万円ですから、その年中に贈与により取得した財産の合計額が110万円以下なら、贈与税は課税されません。

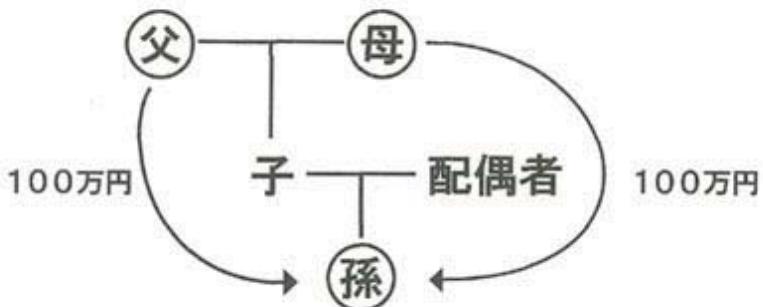
贈与税の申告と納税の期限は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までとなっています。

相続対策として生前贈与を考えている方々の中に、贈与税の基礎控除の110万円について、よく次のような誤った解釈をしている方がおられます。

「110万円まで非課税なら、祖父から孫に100万円、祖母から孫に100万円贈与しても、それぞれ110万円以下だから、贈与税はかかるないよね。」

気持ちはよく分かるのですが、贈与税は「あげた側」ではなく、「もらった側」にかかる税金です。従って、贈与により財産を取得した人は、1年分の合計額で申告しなければなりません。この孫の場合は、 $100\text{万円} + 100\text{万円} = 200\text{万円}$ が計算の基礎となり、ここから基礎控除である110万円を引いた90万円が、贈与税の課税対象になります。

●110万円までOKという意味は…？



5. 「110万円」にこだわらなかったら……

何が何でも無税で済まそうとすると、発想が窮屈になります。少し税金を払ってでも、若い世代にお金を贈与してあげたほうが、結果的に有意義な使い方になる場合もあります。60歳の1万円と20歳の1万円とでは、価値が違います。同じ「1万円」でも、若い人たちのほうが、はるかに使いでがあるはずです。

参考までに付け加えれば、基礎控除を引いた金額が200万円までの贈与税の税率は、最低ランクの10%です。つまり、 $110\text{万円} + 200\text{万円} = 310\text{万円}$ までは、それほど贈与税を気にすることがないということです。

例えば、200万円の贈与で9万円、310万円の贈与で20万円の贈与税になります。どちらも同じ税率ですから、思い切って310万円贈与してしまうことも、悪い話ではないと思います。

ちなみに、1000万円贈与した場合は、贈与税が231万円です。このへんになると、さすがに少し考えてしまう税額ということになるでしょうか。



え～！5万円のつもりが82万円なの！？

前頁の連年贈与に関する話です。毎年、基礎控除より10万円多い120万円の贈与をしている人がいます。当然、申告をし、1万円の贈与税を払っています。「こうしておけば税務署が証人になってくれる」というのが理由です。

しかし、この方法でも、「600万円の贈与契約による5年払い」と、言われる可能性があります。この場合、税務署は毎年の申告書を受け取っただけで、申告自体を認めたわけではないからです。毎年、納税した1万円も仮に受け取っただけで、「預かり金ですから、すぐ返しますよ。その代わり、600万円の贈与に対する贈与税は払ってもらいます」ということにもなりかねません。

そうすると、5年で5万円のつもりだった贈与税が、82万円になってしまいます。やはり、財産の種類を変え、時期もえておくほうが安心ですね。

4. 「連年贈与」にはご注意を

よく「毎年、孫の誕生日に110万円振り込んでるんだよ」というおじいちゃんがいます。可愛い孫のためですから、これはこれでいいと思うのですが、こんな屁理屈もあることを知っておいてください。

例えば、毎年110万円ずつ振り込んで、ちょうど5年経ったとします。暦年単位で考えれば、毎年贈与税の基礎控除は110万円なので、問題はなさそうです。ところが、この贈与のやり方は、5年前に550万円の贈与の契約があって、それを年賦にして払っているのと変わらないというような解釈もあります。その場合、もらった孫は、550万円の贈与税の申告をしなければなりません。そうなれば、延滞金を付けて無申告加算税を払うことになってしまいます。

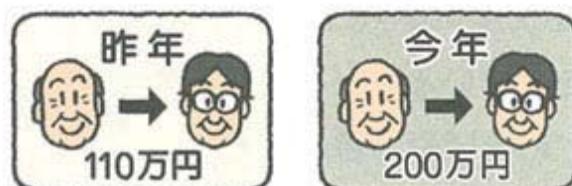
● 例えば、毎年子供の誕生日に110万円の振込みをしたら…



要するに、毎年、同じ金額を同じ時期に同じ方法で贈与すると、年賦契約と受け取られかねないということです。嫌な思いをしないためには、毎年の金額や時期、贈与する財産の種類を変えるなど、それなりの工夫が必要です。

● このような事態を防ぐために……

- ① 每年の「金額」を変える……



- ② 每年、贈る「もの」を変える……



- ③ 每年、贈る「時期」を変える……



3. 生前贈与加算ルール

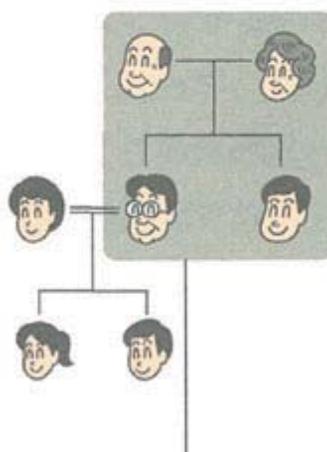
贈与税は、相続税の補完税としての性格を持っているため、相続税より割高な税金となっています。そのため、救済の意味も含めて、相続で財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から財産を贈与されたことがある場合は、その贈与分の価額を相続財産に加算したうえで相続税の計算をし、前に払った贈与税は控除して良いことになっています。

簡単に言えば、相続開始前3年間の贈与は「なかったことにします」というルールですが、注意していただきたいのは、すべての贈与に対し有利に機能するというわけではないということです。高額な贈与税を払っている場合は、確かに救済措置になります。しかし、節税を考えて贈与の額を110万円以内に押さえていたり、相続税の税率より低い贈与税しか払っていない場合は、せっかくの贈与がなかったことになり、事前の対策も無駄になってしまいます。

こうした事態を避ける対策として、「お孫ちゃん」や「子供の配偶者」など、相続人以外の身内にプレゼントの形で贈与する方法があります。こうすると、この3年以内の加算のルールが適用されないため「渡し切り」となり、相続財産を減らす効果もあります。

ただし!

相続人以外に「渡しきり」の贈与すれば、おトク!



「なかったことルール」はこの範囲までが適用されます。



……だけど、そのあとで、ちょっと問題が起きるかも



つまり、範囲外にあげるとおトク!

2. 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除とは、「民法上、婚姻期間が20年以上の夫婦において、国内にある居住用財産の贈与、又は居住用財産を取得するための金銭の贈与」について優遇する措置です。適用される金額は2000万円。これに本来の基礎控除110万円を足した最大2110万円の贈与については、贈与税がかからないことになります。

(1) 金銭で贈与する場合

居住用財産を取得するための金銭を贈与した場合は、その金額がそのまま計算式に算入されます。

(2) 居住用不動産で贈与する場合

一般的には下図のように、自分名義のマイホーム土地のうち2000万円分と、建物について110万円分を贈与し、合計2110万円とすることが多いようです。

これは、マイホームにかかる税の特例措置が、土地でなく建物に適用されることが多く、将来、万が一売却や収用という事態になったときにも、建物の一部を持っていたほうが有利に働くからです。

また、こうした形での贈与は、平均寿命から見て長生きする確率の高いお母さんが、肩身の狭い思いをしないで老後を過ごすための布石にもなります。将来、子供やその家族と同居したとき、「これは私の家」とお母さんが言える状況を作ておくことができるからです。

